

無実の桜井昌司さん、杉山卓男さんの 再審無罪を求める決議

1967年8月に茨城県利根町布川で起きた殺人事件で、何の証拠もないのに捜査本部による違法な別件逮捕で拘束された桜井さん、杉山さんは、「死刑もある」などと脅されながらの警察の不当な取調べの中で自白を強要され、不本意な嘘の自白をしてしまいました。

この作られた「自白」を唯一の直接証拠として起訴した検察、警察は、公判で必死に無実を訴える二人に対し、現場近くで二人を見たなどという証人を作り、アリバイに係わる証拠などは隠し通して裁判を誤らせ、無期懲役という刑を確定させました。

29年にわたる獄中生活を経て仮釈放された桜井さん、杉山さんは、二度目の再審請求を提出し、これを審理した水戸地裁土浦支部は、2005年9月、「自白は信用できない」という結論に達し、「再審を開始する」と決定しました。しかし、水戸地検がこの決定を不服として即時抗告を行ったため、再審は開始されず、東京高裁の判断に委ねられることになりました。

この間、地裁、高裁の審理を通じて限定的ながら開示された「隠された証拠」を見ると、別件逮捕に始まる捜査の不正義が改めて鮮明になり、市民の人権など顧みもしないその捜査手法に強い憤りを感じ得ません。この事のみによっても速やかに再審を開始し、無罪を言い渡すべきものであると言えるものです。地裁土浦支部が今回の決定の中で述べている「虚偽の自白を誘発しやすい状況の下」において不正に引き出した自白に信用性などあるわけがなく、40年前の確定審は、捜査は適正に行われたなどとする捜査官の偽りの証言を根拠に、真実の解明に至らず二人を有罪にしたのであり、今こそその誤りが正されなければなりません。

本日、私たちは、いわゆる「志布志事件」にかかわった川畑氏から現地の生々しい状況を聞くことができました。警察、検察の不当な捜査から多数の市民がえん罪に巻き込まれていく過程は、40年前の布川事件に共通するところが多く、このような取り調べの実態が綿々と今日まで続けられている事に怒りと失望を感じました。取り調べ全過程の可視化が求められるのも、この流れが断ち切られない限り、司法改革の真の実現があり得ないからです。裁判員制度が、憲法の理念を実現する制度となり得るかが様ざまに論議されている今日、再審制度の在り方もまた極めて重要な位置に置かれています。

私たちは布川事件の再審が、桜井さん、杉山さんの人権を回復するための残された唯一の道であり、これを実現する事は二人の救済にとどまらず、裁判への国民の信頼を高める契機ともなり、必ず実現させなければならないと確信する事が出来ました。

貴裁判所が眞実と正義に基づく、公正な判断を下され、再審開始の道を開かれますよう今総会の総意として強く要請いたします。

東京高等裁判所 第4刑事部 御中

2008年6月14日

桜井昌司さん杉山卓男さんを守る茨城の会第12回総会